

令和5年(行ウ)第312号

令和6年(行ウ)第81号、同第86号、同第447号

伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外

5 被告 新宿区(処分行政庁:新宿区長)

原告準備書面(10)

令和8年3月4日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

10

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫



原告ら訴訟復代理人

弁護士 本 間 耕 三



15

原告らは、石川幹子(東京大学名誉教授)の「意見書」(以下「石川意見書」という。)に基づき、「樹林地」に関して、次のとおり主張する。

1 「樹林地」の定義を学術的に検討したところ、東京都風致地区条例、これに基づく「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査に関する基準」に
20 も、「樹林地」の定義は存在しなかった。

都市の緑の保全に係る法定計画である「緑の基本計画」について、「新宿区みどりの基本計画」および「川崎市緑の基本計画」の全文を検証したが、「樹林地」という用語は採用されていなかった。また、川崎市においても、本数の指標は採
25 用されていなかったことが、それぞれ明らかとなっている。

2 開発に伴う生物・生態系のうち植生については、東京都において技術指針が策

定されており、神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書では、この技術指針を遵守した調査が行われ、建国記念文庫の森では、2カ所の調査区が設定されている。

5 植生調査の方法論は、植物社会学によるものであり、ブラウン・ブランケ法 (Braun-Blanquet Method) と呼ばれるもので、環境省の全国植生調査の方法としても採用されており、自然環境アセスメント技術マニュアルにおいても、この方法論にのっとり、調査手順が定められている。

石川意見書では、2カ所の植生調査の内容を詳細に説明している。事業者の調査は、学術的誤りが多々あるが、結論としては、「常緑・落葉混交林である」と
10 結論づけている（環境影響評価書310頁（ウ））。

3 10平方メートルあたりの樹木数の算定を、万人が森とみとめる神宮内苑について計測した結果、平成25年の調査では、目通長30cm以上（高木に相当）の樹木は、21,139本であり、樹冠面積は、約64haであることから、10㎡あたりの樹木本数は、0.3本となった。外苑の建国記念文庫の森の数値は、0.29本であり、百年
15 を経過した森が近似していることが明らかになった。

また、樹冠被覆率を、詳細に検討した結果、新宿区の提示した計画図には、以下の基本的な誤りがあった。

① 第二球場からの移植樹木

② 地区計画で緑道になっている場所における存在不可能の樹木の表示

20 ③ 日影分析にもとづき、花木（ヒトツバタゴ）、クロマツ、フウなどの陽樹が建築の北側に分布しており、持続的生育が不可能の環境であるため、「保存緑地」としての地区計画に反するものであること。

④ 新秩父の宮ラグビー場は、高さ46mであるため、高木のケヤキ、スダジイの樹冠は競合するため、面積の算定にはいれることはできないこと。

25 以上より、計画における樹冠投影面積は、1,823㎡となり、旧来の樹冠面積4,452.08㎡の40.5%にすぎないことが明らかとなった。

- 4 事業者は、生態系の回復の証左として、樹木本数が増加したことを挙げているが、明治神宮内苑の100年の調査でも明らかになったように、森は成熟するほど、樹木本数は減少していく。したがって、本数の増加は環境回復の指標とはならないものである。神宮外苑再開発では、巨樹の1本と、若木の1本が同等に評価されてお
- 5 り、巨樹がことごとく伐採・移植されていることは、風致の尊重の理念に反する行為である。
- 5 今回の再開発事業では、歴史的・文化的意義のある多数の貴重な樹木があり、国内・海外からも、保全の要請が多々出されていたが、実際に行われた移植や伐採の実態は、風致地区としての基本理念を揺るがすものであった。
- 10 6 したがって、新宿区長が伐採許可の基準とした「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準」の第5の「区域内に1,000平方メートル以上の一団の樹林地がある場合は、その50パーセント以上を残存させるよう指導すること」との基準における指導は、伐採許可を判断するに当たって極めて重要であるのに、新宿区長は、その審査基準に反して、「樹林地」でないからその指導の必要はないと判断して伐採許可をしたことになるが、その新宿区長の伐採許可は、法的、学術的、かつ公共の福祉を推進すべき要職にある責任者の判断として不適切であり、かつ、その裁量権を逸脱又は濫用するものであるから
- 15 違法である。

以上

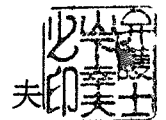
令和5年(行ウ)第312号
 令和6年(行ウ)第81号、同第86号、同第447号
 伐採許可処分取消等請求事件
 原告 大澤 暁 外
 被告 新宿区(処分行政庁:新宿区長)

証 拠 説 明 書

令和8年 3月 4日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原告ら訴訟代理人
 弁護士 山 下 幸
 原告ら訴訟復代理人
 弁護士 本 間 耕



原告らは、甲第93号証につき、次のとおり証拠説明をする。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲93	意見書	原本	R8.3.2	石川幹子 (東京大 学名誉教 授、農学 博士)	新宿区長が下した、 風致地区における森 林植物群落の伐採許 可は、「新宿区にお ける東京都風致地区 条例に基づく許可の 審査等に関する基 準」の第5が求める 「樹林地」について の指導をすることに 反して、新宿区長が、 「樹林地」でないか らその指導の必要は ないと判断して伐採 許可をしたことが、	

				責任者の判断として 不適切であり、かつ、 その裁量権を逸脱又 は濫用するものであ るから違法であるこ とについての意見書 の内容	
--	--	--	--	--	--

以上

令和5年(行ウ)第312号

令和6年(行ウ)第81号、同第86号、同第447号(次回期日:3月6日)

伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外

被告 新宿区(処分行政庁:新宿区長)

直 送 書

令和8年 3月 4日

被告訴訟代理人

弁護士 佐藤 雅彦 先生

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-2-3

新宿アイランドアネックス305号

新宿さきがけ法律事務所

電話 03-6279-4438

FAX 03-6279-4439

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫

下記書類の正式書面を直送しますので、裁判所及び当職宛に、受領書をファクシミリにて送付いただくようお願い申し上げます。

- | | |
|--------------|----|
| 1 証拠説明書(副本) | 1通 |
| 2 甲第93号証(副本) | 1通 |

受 領 書

令和8年3月 日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中(FAX03-3539-4501)

原告ら代理人弁護士 山下幸夫 宛(FAX03-6279-4439)

3月 日、上記書面を受領致しました。

被告訴訟代理人

印